第13回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年12月21日(火)午後1時30分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

- 2 委員定数 19名
- 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委員

1番 高橋 忠一 2番 高野 進 3番 渡部 清孝

4番 小沢 勝則 5番 武藤 常雄 6番 二瓶 崇

7番 菊地 貴 8番 山口 久人 9番 大津 康男

10番 小林千代松 11番 平田 恭一 12番 木戸 賢治

13番 木村富士男 14番 小林 博行 15番 菅井 大輔

16番 岩崎 茂治 17番 佐藤 光伸

- 4. 本日の総会に欠席通告した委員 なし
- 5. 本日の総会に遅参通告した委員 なし
- 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第27号 会務報告について

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第29号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出 について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第56号 現況確認証明申請について

議案第57号 農用地利用集積計画について

議案第58号 喜多方市空き家バンク登録物件に付随する農地の指定 について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋喜一郎

次長兼農地係長 詍 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 査 佐藤崇史

山都総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

主 事 安部吉晃

高郷総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

主 査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長(あいさつ)

本日の総会には、報告3件、議案5件を予定しております。皆様方

のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申 しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第13回喜多方市農業委員会 総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、5番 武藤常雄委員、6番 二瓶崇委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第27号から報告第29号までの報告事項を議題といた します。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第27号 会務報告について

○事務局(高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局(詍高次長兼農地係長、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査、 山都総合支所産業建設課 安部主事)

〔20件を朗読、説明。〕

報告第29号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出に ついて

○事務局(塩川総合支所産業建設課 佐藤主査) 〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました 報告第29号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出の No.1について、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足 説明がありましたら報告を求めます。

○大津康男委員

〔報告第29号のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。案件No.1についてですが、第29条第1項第1号の規定による届出ということで、12月10日午前9時20分より設定人の〇〇〇氏、立会人として塩川総合支所から佐藤主査、農業委員から二瓶委員と私で現地調査を行いました。転用の目的は農業用施設です。農業用施設は既に建築されていまして、顛末書の提出が済んでおります。経緯を申し上げますと、昭和50年頃農業機械及び作物の収納倉庫がなく、必要なため建築しました。農地法については無知で、農業倉庫を建築する際に届出

が必要なことを知らず建築してしまいました。大変申し訳ございません ということで確認をしております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第27号から報告第29号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第27号から報告第29号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第27号から報告第29号までは了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査) 〔所有権移転10件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2については、1番 高橋忠一委員、No.3、 No.4については、7番 菊地貴委員、No.5については、10番 小林千 代松委員、No.6 については、先月の総会で保留となった案件でありますが、その後の経過を事務局より報告させます。

No.7については、13番 木村富士男委員、No.8については、16番 岩崎茂治委員、No.9については、3番 渡部清孝委員、No.10については、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転の№.1、№.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕 1番高橋です。№.1について報告いたします。12月5日午前10時45分頃 現地調査を行いました。譲受人の○○○さん立会いのもと聞き取り調査 を実施して来ました。現場は○○○さんの自宅周辺の土地であり現在も 耕作されています。集落の中心部位の場所にあり、屋敷の周りの畑で本 申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことなく 適正な管理がされるものと確認して来ました。以上です。

続きまして、No.2について報告させていただきます。No.2については 12月4日午前10時20分頃現地調査を行いました。譲受人の〇〇〇さん立会いのもと聞き取り調査を行って参りました。申請の農地は田ですが、今年まではそばが作付けされておりました。来年からは水田で作付けしたいという考えでいらっしゃいました。申請地の北側も水田で作付けされており、隣接する農地も田で水関係を含めて問題なく、本申請に伴う取得については周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がされるものと確認して来ました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.3、No.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕 7番菊地です。農地法第3条所有権移転案件No.3についてご報告申し上 げます。去る12月4日午後1時より譲渡人の○○○さんと譲受人の○○○ さん双方から聞き取り調査を行いました。○○○さんは高齢のため耕作 が困難であり、今回の申請に至りました。○○○さんの自宅の隣接地で

作業効率が高められるということで、本申請に伴う権利の取得につきましては周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がされるものと 判断して参りました。

続きまして、案件No.4についてご報告申し上げます。同じく12月4日午後2時より現地確認及び譲受人の〇〇〇さん不在のため譲受人の母より、また譲渡人の〇〇〇さんは市外在住のため電話にてお話しをお伺いしました。本申請地は〇〇〇さん所有地に隣接しており、今までも譲受人の〇〇〇さんが荒らさないという条件で耕作管理されていることからも、本申請に伴う権利の取得につきましては周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がされるものと判断して参りました。以上です。〇小林千代松委員

[所有権移転のNo.5 について、現地調査の結果並びに補足説明]

10番小林です。去る12月2日に現地調査並びに聞き取り調査を行ってきました。譲受人の○○○さんは高齢ではありますが、今年も借り受けをし耕作しておりました。また、自宅から200mの土地で周辺農地も田で周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がされるものと判断して参りました。以上です。

○事務局

〔所有権移転のNo.6について、その後の経過説明〕

NO. 6 についてでございます。先ほど議案の読み上げの際に説明した内容と重複した説明になりますが、去る11月30日午前10時半頃から〇〇さんに事務局でお話しをお聞きしております。借受者の〇〇〇さんは義理の兄になりますが、高齢のため直接の農作業は難しいけれども、同居の息子さんあるいは市内の農家に嫁いでいる介護職の娘さんが仕事が休みの日や勤務後に田んぼの見回りを行い、水の管理や草の状況を確認します。また、出来る範囲で必要な作業を行うということでございます。全員協議会でご協議いただきましたが、自ら耕作に従事することにつきましては、所有地の維持管理、水利及び除草に関することものを含むも

— 7 **—**—

のとするということに合致していることを確認しております。それから権利取得後3年以上自ら耕作又は適切に管理するということでございますが、〇〇〇さんにつきましては息子さんや娘さんから田んぼの状況を聞き、必要な作業などを息子に指示することや〇〇〇に連絡するなどして、農業経営するとともに管理責任を果たして行くという内容でございますので、処理要綱第2条第2項第1号に規定する3年3作の件につきまして、経営上の管理の外、所有地の維持管理、水利及び除草に関するものを含むものとするという内容に合致しているということを確認しております。なお、〇〇〇さんに委託するということでありますが、こちらにつきましても農地法第3条の規定に係る審査等に関する喜多方市農業委員会処理要綱の運用No.4になりますが、第3者に貸付けないことについては、作業の委託は含まないということでございますので、あくまでもサービスの提供を受けるという経営のスタイルでございます。そのようなことで内規には抵触していないということで判断しております。以上でございます。

○木村富士男委員

[所有権移転のNo.7について、現地調査の結果並びに補足説明]

13番木村です。農地法第3条所有権移転案件NO.7について、補足説明いたします。去る12月8日午前10時半から譲受人の〇〇〇さんと現地確認を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは現地には同行しませんでしたが、直接お会いして内容確認をしております。今回の所有権移転の前までは〇〇〇さんが〇〇〇さんと小作契約をして耕作されていて、きちんとした管理をされておりました。今後も今まで通り管理していく旨を確認しましたので、なんら問題ないと判断しております。以上です。

○岩崎茂治委員

[所有権移転のNo.8について、現地調査の結果並びに補足説明]

16番木村です。№.8の案件についてでありますが、12月3日午前8時半から譲受人の○○○さん宅で聞き取り調査と現場の調査を行いました。

—— 8 ——

なお、譲渡人の〇〇〇さんにつきましては、〇〇〇市で働いておりますので後日電話にて聞き取りを行っております。申請地につきましては、譲受人の〇〇〇さんが長年譲渡人の〇〇〇さんから借りて耕作しておりまして、今までも適正な管理をして来ましたので、新たに取得になったとしても今後の管理については問題ないと判断いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

[所有権移転のNo.9について、現地調査の結果並びに補足説明]

3番渡部です。農地法第3条所有権移転案件№.9について、補足説明いたします。本案件は報告でありました10ページの№.17に関連する案件でございます。去る12月2日午後、譲渡人〇〇〇さん、譲受人〇〇〇さんの代理人である〇〇〇行政書士事務所に電話による聞き取り調査及び現地調査を実施しました。本申請地は今まで9筆あった借入地10,809㎡を一旦すべて返還し、その中の耕作条件のいい1筆4,925㎡を譲り受けるものです。よって、実質規模縮小しての作付けとなります。

○○○さんは82歳と高齢ではありますが、現在も問題なく作付けしており周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

[所有権移転のNo.10について、現地調査の結果並びに補足説明]

9番大津です。農地法第3条所有権移転案件№10について、報告いたします。去る12月5日午前8時30分より○○○さん宅にて申請内容の実情及び現地調査を実施しました。結果、本申請に伴う権利の取得について周辺の農地に支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断して参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第54号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第54号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第55号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査)〔権利設定2件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、3番 渡部清孝委員、No.2については、6番 二瓶崇委員、所有権移転のNo.1については、10番 小林千代松委員、No.2については、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

[権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

3番渡部です。農地法第5条設定№.1 について説明いたします。去る12月10日午前9時半頃より○○○さんの代理として○○○建設の○○○

さん、代理人の行政書士〇〇〇さん、事務局より詍高次長、農業委員の小林さんと私で現地調査を実施しました。設定人、被設定人の名前が同じですが、設定人の〇〇〇さんは〇〇〇建設の代表取締役であります。本申請地は福島県から〇〇河川工事を受注し、河道整備に伴い伐採する樹木の仮置き場とするためです。土砂の流出等の防止措置として境界法面は十分な締固めを行います。雨水処理については、周囲にはブルーシートを埋設せずに伐採材は周囲には置かないこととし、雨水は周囲の表面土砂部分より地下浸透させます。汚水については、転用目的が伐採材置場なので問題ありません。また、工事終了後、盛り土・整地した土砂を掘削し、周囲以外のブルーシートを回収し、良質な畑の土で整地するとのことです。以上のことから、周囲への支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔権利設定のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第5条設定案件NO. 2について、ご説明いたします。 去る12月10日午前9時30分から現地調査を行いました。立ち会い人として設定人の○○○さんの長男であります○○○氏、被設定人○○○の代理人○○○氏、大津委員、事務局として佐藤主査で立ち会い現地調査を行いました。当申請地は、駐車場とするため路面はアスファルト舗装し、土地の境界はL字型の擁壁により土盛り工事を行いまして土砂の流出を防ぎます。また、雨水等はU字溝に排水するものです。以上により申請地は、東側に農地があるもののそれらに何ら支障を及ぼすことなく、問題はないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

[所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

10番小林です。農地法第5条移転のNO.1について、現地調査を行いました。12月10日午前10時半より譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんの息子さん〇〇〇さん、事務局から詍高次長、農業委員の渡部さんと私

—— 11 ——

で現地調査を行いました。駐車場にするということで、土砂の流出については表土を0.3mの厚さで掘削撤去して、その後砕石で盛土転圧するということで、土砂の流出はないものと思われました。また、雨水については地下浸透させるということで、表土と砕石を置き替えて十分に転圧するということですので、排水施設等には支障を及ぼさないと判断しました。当該地の隣接地については宅地と山林であるため、周辺の農地等には支障を及ぼさないと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

「所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕 9番大津です。農地法第5条移転案件No.2について、報告いたします。 12月10日午前9時より譲受人の○○○さん、○○○さんご夫妻が出席、 譲渡人は欠席しております。立ち会い人として塩川総合支所より佐藤主 査、農業委員から二瓶さんと私で現地を確認して来ました。転用の目的 は、一般住宅用地ということで、転用することによって生ずる周辺の農 地への影響ですが、ここは区画整理事業の完了地区内にあり、土砂の流 出等の災害の恐れはないと思われます。周囲に耕作している農地はなく 支障を及ぼす恐れはないと判断して参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第55号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第55号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第56号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(塩川総合支所産業建設課 佐藤主査、山都総合支所産業建設 課 安部主事)

[2件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1 については、6番 二瓶崇委員、No.2 については、2番 高野進委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○二瓶崇委員

[No.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

6番二瓶です。只今の現況確認証明申請の案件No.1について、ご説明いたします。去る12月10日午前10時頃から申請人〇〇〇さんの代理人の土地家屋調査士の〇〇〇さん、大津委員、遠藤推進委員、事務局として佐藤主査と私で現況確認の立ち会いを行いました。当申請地は理由にも書いてあります通り、平成10年頃から耕作されていないため荒廃し、今現在森林の状態になり、山林化したものでありこれから農地への復元は不可能と思われます。以上です。

○ 高野進委員

[No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明]

2番高野です。案件No.2について報告します。去る12月9日午前10時40

分から申請人〇〇〇氏の代理人である子〇〇〇氏出席のもと、委員からは齋藤委員と日下推進委員及び私、事務局から山都総合支所の安部主事の4名により現地調査を実施しました。申請地は湿地帯にある田で、約20年前から耕作出来なくなったため全面的に萱などが繁茂し原野化していることが認められました。このため非農用地として証明書の交付を行うことは適当であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第56号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第56号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第57号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.15、No.37、No.44、No.77を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長、熱塩加納総合支所産業建設課 齋藤副 主任主査、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査、山都総合支所産業建 設課 安部主事、高郷総合支所産業建設課 小林主査) [No.15、No.37、No.44、No.77を除く案件についてを朗読、説明。]

○議長

皆さんお疲れのことと思いますので、ここで3時15分まで10分間休議 いたします。

※(午後3時15分まで10分間休議)

○議長

只今から再開いたします。

※(午後3時15分再開)

○議長

それでは、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.15、No.37、No.44、No.77を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第57号 農用地利用集積計画のNo.15、No.37、No.44、No.77を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.15、No.37、No.44、No.77を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第57号 農用地利用集積計画のNo.15、No.37の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、7番 菊地貴委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菊地貴委員の退席を求めます。

※ (7番 菊地貴委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長) [No.15、No.37の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.15、No.37の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第57号 農用地利用集積計画のNo.15、No.37 の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.15、No.37の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

7番 菊地貴委員の着席を求めます。

(7番 菊地貴委員着席)

○議長

続きまして、「議案第57号 農用地利用集積計画のNo.44の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、13番 木村富士男委員に関する案件 であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の 制限により、木村富士男委員の退席を求めます。

※ (13番 木村富士男委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長) [No.44の案件について、朗読、説明。]

○議長

それでは、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.44の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第57号 農用地利用集積計画のNo.44の案件 について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.44の案件については、 原案のとおり可決することに決定いたしました。

13番 木村富士男委員の着席を求めます。

(13番 木村富士男委員着席)

○議長

続きまして、「議案第57号 農用地利用集積計画のNo.77の案件につ

いて」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、2番 高野進委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、高野進委員の退席を求めます。

※ (2番 高野進委員退席)

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(山都総合支所産業建設課 安部主事) 〔No.77の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.77の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 ※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第57号 農用地利用集積計画のNo.77の案件 について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号 農用地利用集積計画のNo.77の案件については、 原案のとおり可決することに決定いたしました。

2番 高野進委員の着席を求めます。

(2番 高野進委員着席)

○議長

続きまして、「議案第58号 喜多方市空き家バンク登録物件に付随

する農地の指定について」を議題といたします。 事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(高郷総合支所産業建設課 小林主査) 〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1 について、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補 足説明がありましたら報告を求めます。

○ 佐藤光伸委員

[No.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

17番佐藤です。12月8日午前10時40分から申請者は市外在住のため欠席、私と武藤委員と支所担当の小林さんで現地の確認をいたしました。申請地は空き家となっている宅地に隣接している土地であり、北側は宅地、南側は県道の擁壁になっております。当該空き家の宅地以外に進入路がないため、申請地を利用するためには空き家の宅地と共に購入していただく必要があると共に16㎡と小さい農地でありますので、家庭菜園向きかと思いました。したがいまして、農地付き空き家バンクの登録には支障がないものと判断いたしました。以上です。

○議長

それでは、議案第58号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※ (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第58号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第13回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 15:30